

カントの本源契約の社会理論と国家理論への展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 金沢大学人間社会研究域法学系, KANAZAWA DAIGAKU NINGENSHAKAIKENKYUIKI HOGAKUKEI, The Faculty of Law, Institute of Human and Social Sciences, University of Kanazawa 公開日: 2023-10-31 キーワード: 作成者: 鉢野 正樹, HACHINO Masaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002000056

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



カントの本源契約の社会理論と国家理論への展開

鉢野正樹

はじめに

(1) 本論の目的

本論の目的は、カントの本源契約⁽¹⁾に基づいて、社会はどのようにして設立され国家がどのように統治されるかを、原理によって明らかにすることである。

(2) 先行研究

本論の研究分野は、法哲学、国家哲学、あるいは政治哲学と呼ばれる。この研究分野は、ヴォルフガング・ケアスティングによれば、ソクラテス、プラトン、ソフィストの時代以来、政治的生活環境を正しく形成する規範を説明するものとして社会から信頼されてきた⁽²⁾。政治哲学の実践的政治的伝統は、17、18世紀の法哲学と国家哲学の諸構想に有力な足跡を残した⁽³⁾。この時代を代表したのが、ホッブズ、ロック、ルソー、そしてカントであった。

しかし、この研究分野は19世紀になって衰退した。そして、政治哲学の死⁽⁴⁾と呼ばれる時期を迎えた。衰退期は、20世紀の60年代まで続いた。しか

(1) 本論は、カントが *ein ursprünglicher Kontrakt* と *ein ursprünglicher Vertrag* と両方を用いているドイツ語を本源契約と翻訳した。理由は、社会のはじめには私的な契約があり、しかもその契約は一種独特の市民の結合契約であることを表現するには本源契約が適当と判断したからである。他の訳語には、原本的契約(篠田, 2013, 154) や根源的契約(舟場/寺田, 2013, 266) (【参考文献】参照)がある。

(2) 「哲学は、人間の文化的自己了解の傑出した反省手段と認められ、社会を方向づける規範的討議を、概念によってかなり精緻かつ厳密に表現した」(Kersting, 2007, 14. 舟場/寺田, 2013, 2)。

(3) Kersting, 2007, 14. 舟場/寺田, 2013, 2。

(4) 政治哲学の死は、ケアスティングがピーター・ラスレット (Peter Laslett) の1956

し、この衰退期は1970年代に転換する。この転換をもたらしたのは、ケアスティングによれば、ジョン・ロールズが1971年に出版した『正義論』であった⁽⁵⁾。

本論は、政治哲学が現実を自らの理想に向けて変革した事実に着目する。17、18世紀の政治哲学は、その変革した歴史の現実によって無用にされたのではない。無用とされるほどに、政治哲学は歴史の現実を革新した。このように政治哲学には、時代と歴史とに制約されない普遍性がある。本論は、ホッブズ、ロック、ルソーとともに、この時代を代表するカント哲学の普遍性に着目する。カント哲学の普遍性は正しく理解されさえすれば、カントの時代にとどまらず、いつの時代の現実にとっても批判と革新の源泉になる。

(3) 本論の構成

本論は、1. カントの社会理論、2. カントの国家理論、3. カントの国家理論の帰結と展開の順序で進められる。カントの社会理論では、一種独特な社会契約である市民の結合契約によって社会の設立の原理を明らかにする。さらに、国家理論では、結合契約による社会の設立があってはじめて国家の統治が成り立つことを明らかにする⁽⁶⁾。帰結と展開では、自由と平等と独立を原則に、国家の理念から現実への移行を明らかにする。

年の著書『哲学・政治・社会』の緒言にある「政治哲学は死んだのである」(political philosophy is dead) から引用した。

(5) Kersting, 2007, 19. 舟場/寺田, 2013, 7.

(6) カントの法哲学が、ホッブズ、ロック、ルソーの社会契約論の系譜に位置づけられ、しかも、社会と同時に国家の形成も、契約理論の伝統にしたがっているとする石田京子の指摘は正しい(石田, 2019, 167)。

1. カントの社会理論 — 一種独特な社会契約：

市民の結合契約 (pactum unionis civilis)

(1) カントの社会設立の原理としての市民の結合契約

人間は個人が孤立するのではなく、契約によって結合して社会を設立する。個人を結合し社会を設立する契約を、社会契約 (pactum sociale) と言う。個人を結合し社会を設立するという点では同じであるが、社会契約のなかに一種独特のものがある。それは、市民的体制を設立する契約である⁽⁷⁾。この契約をカントは、市民の結合契約と名付ける。これは、一般の社会契約と個人を結合し社会を設立することでは変わりはない。ただし、社会設立の原理が異なっている。社会設立の原理を異にするとしたところに、カント法哲学の見るべき特徴がある。

一般の社会契約は、個人を結合し社会を設立するだけではおわらない。その社会を利用して、なんらかの共通の目的を達成しようとする。すなわち、社会はそのための手段となる。例えば、ホッブズは社会結合の目的として、商取引のため公務のため娯楽のためなどをあげている⁽⁸⁾。

市民の結合契約は、これとは異なる。市民の結合契約は、個人を結合し社会を設立することそれ自体を目的にし、個人の結合と社会の設立をもって契約は完結する。社会それ自体が目的なので、このような社会は商取引や公務や娯楽など、社会とは別の目的に利用されたり、手段にされたりすることはない。個人の結合と社会の設立だけを目的にすることは、目的を他にもたないということである。目的を他にもたなければ、目的が即目的になる。このような目的は、他の目的から完全に分離されるので、それだけ純粹 (rein) に

(7) 本論が、市民的体制 (constitutionis civilis) の設立 (Stiftung) と翻訳した文章の篠田英雄訳は、契約制定 (constitutionis civilis) (市民法) (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 289. 篠田, 2013, 140) である。本論と篠田訳の相異はラテン語 *constitutio* の訳を、本論は状態ととり篠田訳は規定ととったことによる。

(8) 本田, 2011, 32。

なる。個人の結合が自己目的になると、商取引や公務や娯楽などだけでなく利益や欲望や衝動など他の目的にも社会は束縛されない。効用をもたらす社会と社会のための社会とでは、社会を設立する原理が異なる。

しかし、市民の結合契約がこのように純粋な目的を、純粋な動機をもって、純粋におこなうとなると、どのような人にこのようなことができるかが問題になる。目的をもてば、人は目的に束縛される。確かに、目的が営利のように自明であれば束縛の受容は容易である。しかし、結合や社会のような自明でない目的を目的にするには、それなりの自己抑制が求められる。それには、束縛をいとわずかえってこれを義務とできる人がいなければならない。さらに、自他は互いの結合によっても束縛をまぬがれない。特に、対話にせよ交渉にせよ取引にせよ、個人が互いに具体的に社会的に外的に関係をもてば、それだけ一層、損得抜きに純粋な結合は、これにともなう束縛を義務とすることができる人を必要とする。それは、義務という観念を自己のうちにもてる人である。このような人が、カントの言う市民 (Bürger) である⁽⁹⁾。

(2) 社会の中核としての結合 (unio) の倫理と法：家のモデルによる説明

カントの言う市民がいてはじめて、個人の結合という目的は無条件的第一義務となる。カントは、この義務が成立するのは、社会が市民的状态にあり、一つの共同体 (ein gemeinsames Wesen)⁽¹⁰⁾ が形成される場所であると言う。

(9) 個人を規律する規範を道徳、社会を規律する規範を倫理とすると、個人を規律するカントの道徳は、義務を重視する。カントの道徳は、義務論的 (deontologisch) とされる。カントの著書『理論と実践』の第1章「道徳一般における理論と実践との関係」のなかの言葉、「このことを為すべきが故にこれを為しうる」(er könne dieses, weil er es soll) (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 287. 篠田, 2013, 136) に、この立場が表れている。

(10) ein gemeinsames Wesenの篠田英雄訳は、公共体 (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 289. 篠田, 2013, 140) である。ein gemeinsames Wesenとは、カントにとって社会と国家を構成する最も重要な概念である。本論の理解では、ein gemeinsames Wesenを共同体と翻訳すると人間共同生活の水平的秩序、公共体制 (公共体) と翻訳すれば垂直的秩序を表す。本論が、ここで共同体と翻訳したのは、こう翻訳の方が人間共同生活の水平的秩序を意味する

それは、自己を確立している市民がいてはじめて、結合を義務とする市民の共同社会が出現すると言うのと同じことである。

仮に、結合自体を目的に結合の結果生じる束縛を義務とする人が、カントの言う市民の結合契約を結ぶならば、社会、共同社会、あるいは共同体制が成立する。例えば、別々であった男女が結合自体を目的に結合して結婚すれば、別々のときにはなかった家が新設される。その家は、最小単位の社会、共同社会、あるいは共同体制である。それは、一人のものでなく二人のものである。二人のものである以上、二人は特別な差別がないかぎり家に対して同じ権利をもつ。二人は、先ず結合自体を目的にすることによって目的からの束縛を義務とし、次いで互いに他者の自由に譲歩すれば自己はそれだけ他者からの強制を受ける。こうして、二人は、束縛や強制を義務として負うことになる。

結合を目的に新設された家は、最小単位であったとしても、厳密には、公的であって私的ではない。仮に、二人のうち的一方が、他方を排除して家を私的なものに独占しようとしても、それはできない。結合が破られれば、二人の結合によって新設された家もまたなくなる。このように家は、公的であって私的なものではない。二人の人が結合によって家を新設するとき、二人の人と人との関係と、二人の人と家との関係には相異がある。前者は私的で、後者は公的な関係である。前者の私的はいいとして、後者を公的とすることは規模の大小によって公私を区別する一般通念に合わない。ただし、この最小単位の家のモデルは、カントの言う共同体制の理解に役に立つ。

カントは、市民の結合契約は社会契約のなかで一種独特であると言った。市民の結合契約によって設立される社会、共同社会、あるいは共同体制では、人の結合自体が自己目的となるので束縛や強制のような強制法が生じる。これに比べると、一般の社会契約による社会では、社会は任意の目的のための

ためには適当と判断したからである。

手段に過ぎず、しかも、その目的は幸福（Glückseligkeit）に期待して自然にもたれるので、束縛や強制や義務がなくても人の結合は成り立つ。ホッブズの例で言えば、利益のための商取引、公益のための公務、享樂のための娯樂などの目的の周りには、人の結合は強制なしに成立する。利益も公益も享樂も人に効用をもたらすことでは、同じである。効用は、利益や公益や享樂とともに増加する。効用に引き寄せられれば、人は自然に結合する。このようにして設立される社会では、合意による契約は容易である。契約による人の結合も、強制は要しない。束縛や強制や義務は少なければ少ないほど、社会は自由である。このような社会の経験から、あたかも束縛や制約や規制されないことが自由であるという社会通念が広く支持されている。このような社会の自由は、効用がもたらした自由である。これは、功利主義的自由である。確かに、功利主義的自由には人と人との間は束縛や制約や規制がなく自由である。しかし、効用は欲求や欲望や意欲を満たす物によって決まるので、人と人との間が自由でも、人と物との間で自由の制約が生じてくる。

(3) 二つの自由：功利主義的自由と理想主義的自由

カントの自由解釈は、これとは異なる。市民の結合契約によって設立される社会、共同社会、あるいは共同体制では家のモデルに見られるように、自由は束縛や強制や義務があってはじめて守られる。なぜなら、確かに、人は他者との関係をもたず孤立しているときは他者との間で具体的、社会的、外的関係がないので自由である。しかし、結合契約によって人と家との関係をもてば、人は束縛と強制と義務とによって自由を失う。ただし、一旦は失われた自由は、家と人との間に公的強制法が定められれば、平等に権利と自由とが認められることによって回復される。カントが具体的、社会的、外的関係における自由を言うときには、法のない自由でなく法による自由である。束縛と強制と義務とによって一旦は失われた自由は、公的強制法によって再び回復される。このような自由は、欲求の充足でなく抑制によって実現する。

これは、理想主義的自由である。功利主義的自由が、効用による欲求の充足によって実現されるのとは対照的である。

カントの自由は、弁証法的である。したがって、法は自由を否定するのではなく、自由を肯定する。これは、法であれなにもあれ、妨げるものがないのが自由であるという自由解釈とは異なる。カントにおける自由は、一種独特である。カントにおいて自由は、自然と同じくそれ自体（an sich）としては、経験にとっても理性にとっても不可知である。しかし、それ自体として不可知である自由は、これも自然と同じく、現実として現れて現実存在（Dasein）になると経験にとっても理性にとっても認識が可能になる。現実存在としての自由は、自然との間に法則（Gesetz）との関係で相異がある⁽¹¹⁾。それは、自然が法則に従うのに対して自由は法則を生みだすという相異である。これによって、自然の法則（Gesetz der Natur）と自由の法則（Gesetz der Freiheit）の間に、束縛される自然と、束縛されない自由という相異が生じている。ただし、自由には束縛されない自由と同時に、束縛される自由の二面性がある。自由には、自由であればこそ自由に束縛されるという、一見矛盾することが矛盾なく実現する。カントが法は自由を否定するのではなく、かえって肯定すると理解しているのはこのためである。カントの自由解釈を正しく理解し自由とはなにかを自由の理念によって明らかにして、リベラリズム（自由主義）における保守的と進歩的との二様の用語と概念と認識の混乱から距離を置くことが必要である。

2. カントの国家理論 — 国家を基礎づける三つの原理：

人間としての自由・国民としての平等・市民としての独立
ケアスティングはカントの国家理論を、自然状態を脱して市民状態へと

(11) カントは、物理学と倫理学とをなにを探究するかによって分け、物理学は自然の法則、倫理学は自由の法則を探究するとした（Kant, 1968, Kants Werke IV, 387. 篠田2014, 5）。

入る過程に位置づけた⁽¹²⁾。そして、この移行期を決定するものとして、カントの『法論』にしたがって所有の問題を置いた⁽¹³⁾。自然状態でも物を介して人と人との間で、わたしの物 (das Mein) とあなたの物 (das Dein) という私法による配分の正義は暫定的 (provisorisch)⁽¹⁴⁾に成り立つ。しかし、当事者だけの合意が、第三者の同意もえられるならば各人の物への権利は確定的 (peremptorisch)⁽¹⁵⁾になる。国家が設立されれば、国家は当事者とは別の第三者として第三者の意志を統合し、統合した意志の形式である公法を制定する。国家が設立されれば、当事者間の合意だけの私法は、公法によって法的安定性をえる。

本論は、ケアスティングによる国家理論を、カントの『法論』に即した国家理論として評価する。しかし、ケアスティングの国家理論は、契約による国家でなく国家による立法を論じている⁽¹⁶⁾。この国家理論は、社会も国家もともに本源契約を構成要因とするという本論のカント解釈とは異なる。以下、社会と国家の間の関連を、カントの本源契約を中心に明らかにする。

カントは、国家が立脚すべき基礎として三つの原理をあげた。それは、人間としての自由、国民としての平等、そして市民としての独立である⁽¹⁷⁾。こ

(12) Kersting, 2007, 256. 舟場/寺田, 2013, 251。

(13) カントは『人倫の形而上学』において、自然状態での私法は法的状態の公法を要請する (das Postulat des öffentlichen Rechts) と説明した (Kant, 1968, Kants Werke VI, 307, 野田, 1979, 444)。理由は、所有が暴力によって脅かされず、法によって権利保障されるためであった。これは同時に、権利保障を担保する、国家の創設でもあった。

(14) Kersting, 2007, 261. 舟場/寺田, 2013, 255。

(15) Kersting, 2007, 261. 舟場/寺田, 2013, 255。

(16) ケアスティングの国家理論が契約による国家でなく、国家による立法を論じている点については以下のとおりである。「国家を樹立する権利と義務は、いずれも論理的に契約に先行する。なぜなら、国家は契約によって構成されるのではなく、その実践的必然性は独立に証明可能だからである」(傍点は筆者) (Kersting, 2007, 272. 舟場/寺田, 2013, 269)。

(17) 国民としての平等は、Gleichheit als Untertanenである (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 290. 篠田, 2013, 142)。Untertanenを国民とした篠田訳は適切である。カントのUntertanenは、

れら三つの原理については、カントの著書『道徳形而上学原論』にこれに照応する箇所がある。それは、目的の国 (ein Reich des Zwecks) が論じられた箇所である⁽¹⁸⁾。目的の国とは、人が互いを目的にして手段としない国のことである。このような国は経験において現実ではないが、理性においては実在する。理性において実在するとは、理想として存在するということである。このような目的の国が理想であるにせよ、存在するための要件をカントは定言命法の三つの原理から説明した。三つの定言命法の原理のうち第一原理は、各人の格律がすべての他者の同意する法則に一致することである。第二原理は、各人の人格における人間性を互いに目的にして手段にしないことである。第三原理は、すべての人は自己立法の主体であることである⁽¹⁹⁾。

目的の国では、定言命法の第二原理によって、人は互いを目的にして手段とはしないので各人の関係は平等である。また、第三原理によって、各人は自己立法の主体であるから互いに独立する。さらに、第一原理によって、各人の格律が普遍的法則に一致すれば、格律と法則とは同じものとなり、各人は自ら定めた規範にしたがうことになる。他者でなく自己が定めた規範にしたがえば、人は自由である。他者ではなく、自己の意志にしたがうからである。

主権の下にある国民のことである。

(18) Kant, 1968, *Kants Werke* IV, 433. 篠田, 2014, 113.

(19) 第一原理の『道徳形而上学原論』での篠田訳は、以下である。「君は、[君が行為に際して従うべき] 君の格律が普遍的法則となることを、当の格律によって [その格律と] 同時に欲し得るような格律に従ってのみ行為せよ」(Kant, 1968, *Kants Werke* IV, 421. 篠田2014, 85)。第二原理は、以下である。「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない」(Kant, 1968, *Kants Werke* IV, 429. 篠田, 2014, 103)。第三原理は、以下である。「ここからして意志の第三の実践的原理が生じる、そしてこの原理が取りも直さず意志と普遍的実践理性とを一致させる最高の条件である、すなわち — 普遍的に立法する意志としての、それぞれの理性的存在者の意志という理念である」(Kant, 1968, *Kants Werke*, IV 431. 篠田, 2014, 108)。

定言命法の三つの実践原理は、家のモデルでは理解しやすい。合意によって結合した二人の間が、平等で独立で自由であるのは当然である。この家のモデルを拡大して共同体制の一つである国に当てはめれば、これらは社会を守る国家の基礎原理になる。

(1) 共同体制としての国家における自由について — 国家の二つの体制 —

カントによれば、市民の結合契約によって一つの共同体制が成立する。この共同体制をカントは、社会体制⁽²⁰⁾とも名付けている。共同体制の設立は出発点で、これを持続可能にすることが以降の課題になる。三つの原理は、設立された体制 (Konstitution) を持続可能にするものである。

その最初の原理として、人間としての自由があげられている。自由をカントはすべての人が、各人の幸福 (Glückseligkeit) は各人で決めることと定義した。しかし、幸福よりも人は自分のことは自分で決めたいという欲求なり意欲をもつから、自己決定の意欲を誰からも妨げられないことが自由だとするのが適当である。

国家を支える原理としての自由が有効であるためには、自己の幸福にせよ意欲にせよ各自が判断能力をもっていることである。判断能力をもつというのは、理性をもつことである。カントは小論『啓蒙とは何か』のなかで、啓蒙というのは人間が未成年状態 (Unmündigkeit) を抜け出すことであると述べている⁽²¹⁾。未成年状態とは、各人の内にある悟性、あるいは理性が発達不全の状態にあることである。ここでカントが、悟性、あるいは理性というのは、物事の理非曲直や是非善悪が分かるということである。

市民の結合契約によって設立された国家は、統治 (governance) とそのための機関としての政府 (government) をもつ。カントは、自由と関係させて

(20) 本論が社会体制と訳したSozietätは、篠田訳では社会である (Kant, 1968, Kants Werke, VIII, 290. 篠田, 2013, 142)。

(21) Kant, 1968, Kants Werke VIII, 35. 篠田, 2013, 7。

統治を二つの形態に区別し、これに応じて二つの国家体制を明らかにした。一つは国家を構成する国民が精神の成年状態に達しているとき、もう一つは成年状態に達していないときである。

国民が成年状態に達していれば、国民には自己決定の能力があるから自己のことは自己が決める自由があつていい。この場合の統治をカントは、祖国愛による統治と名付けた⁽²²⁾。このような自己決定の能力がなければ、自己のことも他者に頼るしかないので自由はない。この場合の統治を、カントは家父長による統治と名付けた⁽²³⁾。家父長による統治を家のモデルで説明すると、子供には自己の幸福や意欲を決めるときにが有益でなにが有害かの判断がつかない。それで、これを庇護する両親の判断にゆだねることになる。このモデルを国家に拡大すると、家の両親に相当するのは国王、あるいは政府など国家の上位にある頭目⁽²⁴⁾である。子供に相当するのは臣民、あるいは国民になる。もしも、子供に相当する国民が自己の幸福、意欲、あるいは福祉について、その判断を上位の国王や政府にゆだねると国民は自己決定の自由と権利と責任とを上位の統治者、あるいは支配者である国王や政府に献上することになる。その結果、カントの言う、考えられる最大の専制政治が統治の形態となる⁽²⁵⁾。権利をもたない国民には、自由は認められない。国家体制としては、専制国家が成立する。専制国家の統治者が、国王であれ政府であれ、慈悲あるか残酷であるかは誰も予知することはできない。カントの国家理論によれば、国民が未成年状態にあることが、専制国家の前提になる。

(22) 祖国愛による統治の篠田訳は、祖國的政府である。原文は、*eine vaterländische Regierung* (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 291. 篠田, 2013, 143) である。

(23) 家父長による統治の篠田訳は、家長的政府である。原文は、*eine väterliche Regierung* (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 290. 篠田, 2013, 143) である。

(24) 頭目の篠田訳は、国家主権者である。原語は、*Staatsoberhaupt* (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 291. 篠田, 2013, 143) である。

(25) 専制政治 (*Despotismus*) の篠田訳は、専制政である (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 291. 篠田, 2013, 143)。

統治の形態が家父長による統治でなく、祖国愛による統治では国家体制も異なる。国民は精神の成年状態にあるので、幸福や意欲の判断能力を身につけている。国民は国民相互と国家との間で、二重の束縛を義務とする。国民相互の間の法を私法とし、国民と国家との間の法を公法とすれば、国民は両者を合わせた国法を義務として服従する。国法を順守し、国家に愛着をもつ国民が国家の統治を乱すことはない。家のモデルで見たように、家の新設は二人による合意、契約、結合によって成立する。もし、家の新設が契約にあるとすれば家のはじまりは法にある。二人が家に愛着をもてば、その原点にある法を尊重するのは当然である。同じく、国民相互の契約で設立された国家に国民が愛着をもてば、国民は国法を順守する。国法の順守と国家への愛着によって、祖国愛による統治は実現し、祖国愛による統治が国家を持続可能にする。

カントは、国民が主体的に愛国的 (*patriotisch*) であるのは、国家を母のふところか父の地のように考える考え方によると述べた⁽²⁶⁾。祖国愛による統治の形態は、国家のための国民でなく、国民による国家であるかぎり、その国家体制は民主国家となる。それは家父長による統治の形態が、国家体制として専制国家となるのとは対照的である。カントの国家は、ケアステイングが正しく指摘したように⁽²⁷⁾、一旦設立されると怪物リヴァイアサンになるホップズの権力主体ではない。したがって、国家権力を縛るのが憲法であるという発想はカントにない。これが必要となるのは、専制国家であって民主国家ではない。

(26) Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 291. 篠田, 2013, 143。

(27) 「カントにとってまずもって重要なのはリヴァイアサンを飼い馴らすことではなく、国家樹立の自由法則的ないし理性法的な問い」であった (Kersting, 2007, 289. 舟場/寺田, 2013, 284-285)。

(2) 共同体制としての国家における平等について — 国民相互の関係と国家と国民の関係 —

共同体制を持続可能にする原理としての自由は、各人の幸福は各人が決めるということであった。同じように、平等については、成員は相互に強制権をもつが、頭目は別というものである。カントの言う平等は、共同体制を構成する成員、あるいは国家を構成する国民の間の平等である。したがって、共同体制の成員と頭目、あるいは国民と国主の間が平等ということではない。カントの共同体制や国家には、水平と垂直との二つの関係がある。水平と垂直の二つの関係をもつとすると、ピラミッド型の構図が連想されやすい。しかし、この二つの関係をカントはピラミッド型というより人間の身体に譬えて説明した。水平の関係は肢体と肢体で、垂直の関係は頭目と肢体というように身体を表す用語で説明した。

新設された家を持続可能にするためには、家を新設した当事者相互の関係と、当事者達と家との関係が損なわれないことが重要である。いずれの関係にしる、関係は双方を拘束する。拘束する関係を法と言え、当事者間にも、当事者達と家との間にも法がある。ただし、当事者相互と当事者達と家との法には相異がある。身体を構成する手と足のような肢体の関係は、優劣がなく平等である。したがって、肢体相互の関係は水平である。しかし、頭目と肢体の間には、統治する頭目と統治される肢体という相異がある。身体活動に貢献することでは、頭目と肢体に優劣はない。しかし、頭目と肢体との関係は垂直である。国家にも国民相互を律する水平の関係と、国家と国民を律する垂直の関係がある。水平の関係は、結合そのものを目的に人と人が結ぶ契約によって法となる。契約は、人と人との間に合意と信頼があれば結ばれる。人と人との結合契約は、その必然の結果として国家という共同体制を設立させる。これによって、国家においても国民と国民の間と、国民と国家との間で水平の法と垂直の法の二つの法が結ばれる。

国民は平等に、結合契約の順守を相手に求める権利をもつ。この権利は水

平の権利であって、支配と服従の関係はない。しかし、国民の間の平等はこれだけではない。平等は、国民と国家との垂直の関係にもある。それは、国家と国民の垂直の法に、国民が平等にしたがうという平等である。これは、法の下での国民相互の平等である。しかし、国家と国民との関係はこれとは異なり支配と服従である。国家は、国民を強制する権限⁽²⁸⁾をもつ。しかし、国家自身はいかなる強制法や強制権にもしたがわれない。国家が国民に強制する垂直の法は、国民相互の結合契約を保護する法である。国家と国民の間の法を公法とし国民相互の法を私法とすれば、私法は公法によって守られる。国家は、公法を強制する権力を公権としてもつ。しかし、国家のもつ公権は国民を威嚇し、弾圧し、屈従させるものであってはならない。公権は私権の保護のためであって、国民を制圧するためではない。私法あつての、公法だからである。

国家の構造において、国民と国民とは人と人との関係なので、人と人との結合契約は理解しやすい。しかし、国と人の関係を人と人との関係と同じく見なせるかどうか疑問になる。国家には法にしたがう国民と、自らはしたがわず国民を法にしたがわせる国主とがいる。しかし、国主がどのような存在かについて、カントには明確な説明がない。この説明がないと、国家とはなにかが分からない。

家のモデルでは家の新設は、結婚という結合契約によってはじまる。結合契約はその必然の結果として、家を新設させる。このとき、結合契約の結果出現するのは家であって、家長ではない。家長とは、新設された家を持続可能にするために求められた人格である。この人格は、結合契約が両性によるときは家長が夫であっても妻であってもいい。

カントの国家理論には、国民と支配と服従の関係にあるのは、国家なのか国主なのかの区別がない。この結果、国主を人格的主体とし国家を構成的主

(28) 権限の篠田訳は、権能である。原語は、die Befugnis zu zwingenである。

体とすれば、国民に法の順守を命令するのはいずれの主体なのかが定かでない。このため、法の順守を命令する主体が、さまざまな主語で表現されている。例示すれば、以下のようである。

カントは、国家にはただ一人の慈悲深い主しか存在しないと言う。その慈悲深い主とは、国家行政の長でもあると言う。このような長は、主権者（*der Souverän*）でもあると言う。しかし、同時にこのような主権者は目に見えないものであり、人格化された法⁽²⁹⁾であって、法の代理人ではないとも言う。そして、このような人格化された法は共和政における元老院における元老ではなく元老院そのものであるとも言う。

このように、カントにおいては法の順守を命令する主体が人格的主体である国主なのか、それとも構成的主体である国家なのか曖昧である。上にあげた例示では、慈悲深い主や、国家行政の長や、主権者は、人格的主体である。これらに比べると、人格化された法や、元老院そのものは、構成的主体である。ここでいう人格的主体は、法学用語の自然人と同じで、カントの用語では自然的人格である。構成的主体は、法人に近い概念でカントの用語では道徳的人格である。

この問題は、カントの著書『道徳形而上学原論』にある二世界論⁽³⁰⁾を前提にすると解決する。カントの二世界論は、知性界と感性界とからなる。二世界を前提にすれば、理論は知性界で実践は感性界での現実と見られる。そうすると、国民と国家との関係は知性界の理論であり、国民と国主との関係は感性界での実践となる。確かに、国民と国家との関係は人格的主体と構成的主体との関係になるので、これを感性界のこととして把握しようとする

(29) 人格化された法の原語は、*das personifizierte Gesetz*である（Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 294. 篠田, 2013, 149）。

(30) 二世界論という用語は、カントのものでなく『道徳形而上学の基礎づけ』の訳者中山元が、同翻訳書の『道徳形而上学の基礎づけ』の解説で用いたものである（中山, 2012, 378）。二世界論の一方の感性界の原語は*Sinnenwelt*である。二世界論の他方は、知性界が*Verstandeswelt*で、叡知界が*intelligible Welt*で、両語が用いられている。

理解がしにくい。しかし、この関係を、知性界にある理論として把握すると理解しやすい。理論においては、見える国民と見えない国家との感性上の相異が感性界を離れて知性界に入れば解消するからである。

同じく、国民と国主との関係はいずれも人格的主体であるから、両者による実践は感性によって容易に把握できる。両者の関係を感性界での実践と見れば理解しやすい。このように二世界論を前提にすると、国民と国家との関係は知性界での理論の対象であり、同じく、国民と国主との関係は感性界での実践の対象となる。そうすれば、カントが国民は例外なく平等である、しかし、所有によっては最大に不平等であると言うのは⁽³¹⁾、前者を知性界のことで後者を感性界のことでと理解できる。人間としての平等は知性界の理論上のことであり、所有による不平等は感性界の実践上のことである。

所有の不平等は感性界の事実であって、経験によって容易に確認できる。カントは不平等の例として、身体的もしくは精神的な優劣、運不運に依存する外的財貨の多少、一般的な権利の強弱をあげた。国民の間の所有の差異によって、国民相互には豊かな者と貧しい者との格差が生じる。この結果、貧しい者の豊かな者への生活⁽³²⁾の依存もおこる。生活の依存がおこれば、両者の間に支配と服従も生じてくる。このように感性界には、所有の差別、貧富の格差、支配と服従の関係など国民相互の平等を否定する現実がある。しかし、このように平等を否定する現実があるにもかかわらず、カントは人間がすべて互いに平等であると言う。ただし、この平等は法によるということである。法による平等とは、法が権利の形式とすれば権利の平等ということでもある。

(31) 「国家における従属者たる国民としての人間が、押しなべて平等であるということは、彼らの所有物の量や程度に関する最大の不平等とよく両立するのである」(Kant, *Kants Werke* VIII, 1968, 291. 篠田, 2013, 144)。

(32) 篠田訳では、本論が生活と訳した *Wohlfahrt* の訳は幸福である。幸福は、人の内面を表す用語であるので、本論は、人の外面を表す表現である生活を用いた (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 292. 篠田, 2013, 145)。

二世界論を前提にすると、国民は例外なく平等であるとする一方、他方で所有によっては最大に不平等であるとする一見矛盾する命題は、前者を知性界、後者を感性界のものとすれば両者の間に矛盾がない。問題は、二つの世界で立てられる命題の関係をどうするかである。知性界は理性と理論と観念の世界、感性界は経験と実践と現実の世界と世界を二分すれば、両世界は分断され接することはない。経験主義は、実証されないものは科学の名に値しないとして、知性界で立てられる理論には仮設の地位しか認めない。これに対して、カントの理性主義は二つの世界を総合する。知性界での平等と感性界での不平等とを、一つに総合しようとする。カントは、知性界の理論を感性界の実践へと移行しようとする。この移行を可能にするのは、倫理のなすことである。理論を実践に移すためには、当為（sollen）が必要である。この移行を推進するのが、実践理性である。

二世界論の総合を、知性界での国家と国民の関係を、感性界での国主と国民の関係に移すことを例に説明する。国家の設立は、国民の間で結ばれる本源契約によってはじまる。国家が設立されると、国家と国民との間には支配と服従の関係が生じる。この垂直の関係は、公法によって定められる。公法は、私的な本源契約を保護するために国民相互を平等に強制し、国民が互いに平等であるかぎり、公法によらなければ誰かが誰かを強制することはできない。知性界では、このような関係が国家と国民、あるいは構成的主体と人格的主体との間で成立する。

国家と国民を知性界から感性界へと移すことは、理論を実践へと移すことである。これを国家と国民について言えば、国家の設立を国家の統治へと移すことである。知性界の国家は、感性界では国主である。ただし、国家が国主に変わっても、国主と国民との関係の原理は変わらない。国主と国民の関係は支配と服従であり、国主が強制する公法は私法の保護が目的であり、国主が強制する公法に国民は平等に服従する。この原理は、国家と国民の間の原理と異ならない。さらに、国主が強制する公法は国民相互の私法の保護が

目的であるとすれば、国主は自らの意志を公権によって国民に強制することがあってはならない。これは、暴君や独裁者のなすことであって、公法の執行者である国主のすることではない。国主は、したい (wollen) ことをするのでなく、すべき (sollen) ことをするのである。

国主の権限にこのような制限があったとしても、カントによる国家の統治は国主を頂点にする職分と職階制度である。したがって、その国家体制はピラミッド型の構造である。この国家体制では、人の占める地位には上位と下位の格差がある。ここには、地位の不平等がある。職階制度で人が占める地位は、身分制度と職階制度とが一つになっていると、当然のことながら身分が高いと職分も高くなる。中世のように階層秩序 (Hierarchie) が堅固であった時代では、身分の高低によって職分と職階の上下が決まっていた。このような時代では、人と人との関係は所有だけでなく、身分でも職分でも職階でも不平等であった。このような関係が変わらなければ、いくら知性界から国民は法によって権利が平等であると発信されても、これが感性界で実践に移されることはない。

この事態をカントは階層制度における地位が、各人の身分に関わりなく各人の能力 (Talent) と勤勉 (Fleiß) と幸運 (Glück) によって決められるよう制度を改革することで打開しようとした。能力と勤勉と幸運さえあれば、身分の低い人であっても高い地位につけるようになれば、地位の不平等は解消する。このことを可能にするのは、身分によって職分と職階とが独占されることのないように、地位を占有する特権 (Prärogativ) が排除されなければならない。カントはこのように、感性界の所有と身分の現状は維持しながら、能力と勤勉と幸運の競争を導入して身分の特権と職分の地位を分離することで、知性界の平等と感性界の不平等を総合しようとした。ここには、中世から近代への移行を革命によらず、改革によって果たそうとしたカントの立場がよく表れている。

身分制度と職階制度とを分離して、身分の高い人が身分の特権を行使して

職階の高い地位を占めないようにしようとすると、地位をめぐる闘争がおこる。しかし、地位の獲得をめぐる闘争は平和に解決されなければならない。このためには、許容される自由の範囲を定めて、互いに他者の自由を侵害しないようにしなければならない。自由は無制限でなく、枠内に制限されなくてはならない。制限の範囲は、一般意志によって表現される一般的法則によって決まる。一般的法則が立法によって公法となれば、公法はすべての人を平等に規制する。感性界で公法が制定されれば、知性界の平等の理念が感性界に移されることになる。

(3) 共同体制としての国家における独立について — 一人が市民となるための条件は独立 —

市民としての独立が重視される理由も、二世界論を前提にすると理解しやすい。人間相互の自由や国民相互の平等は、理性によって人が互いの人格や権利を尊重すれば実現する。しかし、このようなことはすべての人に理性の覚醒を求めることになり、知性界ではありえても感性界では困難である。同じことが、市民としての独立にも当てはまる。

人格や権利が真に尊重されるには、尊重だけでなく国民全員による賛同の声⁽³³⁾があればもっとよい。賛同の声は、国民全員の間で意志の統一や同意や合意がないと起こらない。このためには、人と人の間が支配と服従による垂直の関係にないことが必要である。真の意志の統一のためには、すべての人が独立していることが必要である。鶴の一声のような、付和雷同は意志の統一ではない。しかし、すべての人の自主や独立は知性界ではありえても、感性界では困難である。

カントは、すべての国民の意志が一つになってはじめて生じる法を、根本

(33) 本論が、賛同の声と訳した篠田訳は投票権である。原語はStimmgebungである。本論は、前後の文脈から賛同の声と訳した (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 295. 篠田, 2013, 151)。

法⁽³⁴⁾と呼び、これを本源契約⁽³⁵⁾と名付けた。カントにとって法とは、一般意志の表現である。すべての人が同意している法が、不法であることはない。人は自分にとって不法である法を、法にはしないからである。すべての人の真の合意のためには、すべての人が自主の人でなければならない。すべての人が自主の人であれば、国民はすべて市民として独立する。したがって、知性界では市民は自主の人として他の市民とともに、法を制定する共同立法者⁽³⁶⁾である。

しかし、国民がすべて市民として独立することは、知性界ではありえても感性界ではありえない。カントは、感性界の国民を市民⁽³⁷⁾と庇護民⁽³⁸⁾に分けた。市民は国民に、許されることと許されないことを明らかにする法律を公法として制定する。庇護民には立法権がないが、制定された公法に同意することはできる。そして、公法の庇護を受けることができる。

カントにとって法にしたがい自立する市民は、国民の一部である都市市民⁽³⁹⁾でなく、国民の全体である国家市民⁽⁴⁰⁾でなくてはならない。なぜなら、

(34) 根本法の原語は、Grundgesetzである (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 295. 篠田, 2013, 151)。

(35) 本源契約の原語は、ursprünglicher Vertragである (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 295. 篠田, 2013, 151)。

(36) 共同立法者の原語は、Mitgesetzgeberである (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 294. 篠田, 2013, 150)。

(37) 市民の原語は、Bürgerである。篠田訳は、公民である (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 294. 篠田, 2013, 150)。

(38) 庇護民の原語は、Schutzgenossenである。篠田訳は、居留民である (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 294. 篠田, 2013, 150)。

(39) 都市市民の原語は、Stadtbürgerである。篠田訳では、市民と訳されている。カントは、Stadtbürgerをフランス語でbourgeoisと訳している (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 295. 篠田, 2013, 151)。

(40) 国家市民の原語は、Staatsbürgerである。篠田訳では、公民と訳されている。カントは、Staatsbürgerをフランス語でcitoyenと訳している (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 295. 篠田, 2013, 151)。

これを都市市民とすれば、市民は都市の住民にかぎられる。権利が国民一般の権利であり、法が国民一般の国法であるためには、意志も都市市民の特殊意志でなく、国家市民の一般意志でなければならない。

カントの時代である18世紀のドイツの農民は、自己の生活の資を自己の生産物でまかなえる人は多くなかった。土地が大土地所有によって占有され、労働しか所有しない人は大土地所有者に労働を使役され生活の資をえるしかなかった。生活の資を他者に依存すれば、労働とともに意志をも他者にゆだねる。農村では、大土地所有の制度が変わらなければ自主の人が育つことが難しかった。

すべての人が、自主の人であるという理論が実践されるためには、これをはばむ障害がある。理論と実践を総合しようとすれば、譲歩や妥協が避けられない。これを打開するには、国民がすべて自主の人である市民でなくても、市民が国民を代表して国民の意志を表現する法を制定することである。カントは、すべての国民が自主の人であり独立した市民であることを最善とした。それは、法の正義を求めたからである。法は、公平であって偏りがあるてはならない。特定の人にとって有利であっても、他の人にとっては不利になるような法は正義ではない。したがって、正義の法のためにはすべての人の意志が一つになっていなければならない⁽⁴¹⁾。このためには、すべての人の意志が他者に依存せず独立していなければならない。しかし、全員という最善でなく多数という次善を最善と見なせるなら、多数の合意を全員の合意として契約や一般法は成立する。全員ではなく多数を全員と見なす原理によって、全員が自主の人でなくても市民的体制は設立される⁽⁴²⁾。

(41)「投票権を有するすべての人達は、公的正義を保持するところのこの法に同意しなければならない、さもないとこの法に同意する人達と同意しない人たちとの間に、権利の争いが生じることになり、この争いに決着をつけるにはさらに高級な法的原理を必要とするだろう」(Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 296. 篠田, 2013, 153-154)。

(42)「投票者の多数は、(国民の大部分について)直接でなく、彼等を代表するものとしての代理人の多数でしかないとすれば、このような多数で一応は満足するという原則で

こうして、国家の基礎は人間としての自由、国民としての平等、市民としての独立であるというカントの命題は完結する。カントの国家理論は、知性界の理論を感性界で実践させることで完結する。

3. カントの国家理論の帰結と展開

カントは帰結において、本源契約はすでに成立しているものとして論述をはじめめる。本源契約とともに、市民的体制や法的体制が成立する。共同体制⁽⁴³⁾も、本源契約とともに成立する。共同体制は、家庭や社会や国家すべての原型になる。本源契約には、国民全員の意志の合意がなければならない。カントの表現によれば、国民の間の個別的私的意志の共同的公共的意志への合意がなければならない⁽⁴⁴⁾。

(1) 本源契約は歴史の事実か

本源契約には、国民全員による合意であれ、自立した市民の合意であれ、意志の合意がなければならない。本源契約と意志の合意が、歴史の事実 (Faktum) としてあったかどうかには問題がある。この問題に事実をもって答えようとするれば、口頭なり文書で記録され残されている、通知や証書によって実証しなければならない。これらの通知や証書があれば、本源契約や意志の合意は現実⁽⁴⁵⁾であったと認められる。

も、国民の一般的同意を得たものとして、従ってまた契約によって承認されたものとして、公民的組織を設定する最高の根拠でなければならないだろう」(Kant, 1968, Kants Werke VIII, 296. 篠田, 2013, 153-154)。

(43) 本論は、カントの共同体制 (本論訳。篠田訳は公共体) (ein gemeines Wesen) は、市民の結合契約、あるいは本源契約によって成立すると理解する。

(44) 本論の個別的私的意志は、篠田訳では国民一人びとりの特殊的意思、本論の共同的公共的意志は、篠田訳では共同の公的意志である。ここの原文は、Koalition jedes besonderen und Privatswillens in einem Volk zu einem gemeinschaftlichen und öffentlichen Willen (Kant, 1968, Kants Werke VIII, 297) である。

(45) ここで本論が、現実 (Aktus) と訳した訳語は、篠田訳では事業と訳されている。た

しかし、カントにとっては本源契約の事実も意志の合意の事実も必要ではなかった。なぜなら、国家契約は事実によって証明すべきものではなかったからである。カントの表現にしたがえば、本源契約は単なる理性の理念に過ぎない。理念が知性界のことであれば、理念に関することには実証や検証や反証は必要ではない。本源契約の事実や意志の合意の事実は、国家契約のために必要ではない。なぜなら、理念としての国家は知性界において現実性(Realität)をもつからである。ただし、理念としての国家は知性界だけにとどまるものではない。これは、知性界から感性界へと移されなければならない。カントは、知性界と感性界、あるいは理論と実践の総合を課題にする。

市民が理性によって知性界での現実性を確信すれば、国民に理念としての国家への同意を求めることは困難でない。市民による説得が、甘言や虚偽や威嚇によらず誠意によって成功すれば、知性界での本源契約は市民だけの合意ではなく国民全員の同意をえる。この結果、知性界での本源契約は感性界において立法権をもたない庇護民の同意もえて市民の法は国民の法になる。国民全員の同意をえることによって、本源契約は公法となり国法となる。このように、本源契約が市民の総意だけでなく国民の総意も受け、市民の法からさらに国民の法へと移行する。理念としての国家は、国民の総意と国民による公法とによって理論から実践へと移される。確かに、市民による法を国民の法へと移行するのは容易ではない。したがって、市民は国民を忍耐と誠意をもって怠ることなく説得しなくてはならない。このためには、市民には国家の価値への確信が欠かせない。これがなければ、市民は国民を説得できない。

(2) 国家が守るのは国民の幸福かそれとも国民の権利か

国家が本源契約によって設立され、さらに統治によって持続可能になると

だし、ラテン語のactusには、現実、実際の意味がある(田中秀央編『羅和辞典』)。

き、国家には統治を行う国主、あるいは政府が立てられる。カントは統治の主体を国王としているので、国主を国王にして説明する。国家が設立され統治が開始するとき、国家と国民とに起こりうる問題がある。それは、国民が国家になにを期待し、国家が国民の期待にこたえているかどうかという問題である。カントは、国家の定める立法の下で、もし、国民に幸福が損なわれているとの判断が生じるとき、国民は国王である統治者、あるいは立法者に向かって反抗ができるかどうかを問う。カントの答えは、国民のなしうることはただ服従だけというものであった。

それは、国民に必要なのは権威や権力への盲従だということではない。国民が国家に期待すべきことは国家の成り立ちからして、幸福ではなく権利だということであった。カントが言うように、国家の最高原理は本源契約にある市民相互、国民相互、あるいは人間相互の結合 (unio) である。結合契約である本源契約があってはじめて、国民相互にお互いに向かったの権利が生じる。合意のないところには、権利もない。権利が認められるから、人間の間に自由や平等や独立の権利が成立する。権利は、本源契約、あるいは結合契約から生じている。国民が国家に、あるいは国王に反抗することは、権利の根幹である本源契約を自ら崩すことになる。本源契約を崩せば、幸福を守る国家そのものも崩れる。

確かに、公共の福祉は最高の市民法である⁽⁴⁶⁾。しかし、国家が、あるいは国王が、国民に福祉や幸福を保障するためには、各人に各人の自由が保障される法的体制がなければならない。この法的体制があれば、国民は各自自己の欲する幸福を追求することができる。公共の福祉や国民の幸福は、例えば、生命や財産が価値と権威のあるものであったとしても、これを国家の目的にしてはならない。国民の幸福が目的になれば、国家はその手段にされる。カントの社会理論と国家理論では、社会や国家はそれ自身を自己目的に本源契

(46) 「公安は最高の公民法である (salus publica suprema civitatis lex)」(Kant, 1968, Kants Werke VIII, 298. 篠田, 2013, 157)。

約によって成り立つ。国民の幸福はいかに価値と権威をもっている、国家はこれを目的にした手段にはならない。なぜなら、社会や国家はそれ自身が至上の価値だからである。ただし、国家を至上の価値とすることは決して国家主義と同義ではない。国家主義は、国家を絶対とすることである。それは、国家を絶対として崇拜や礼拝の対象にすることである。これは宗教であって、政治ではない。宗教と政治とは、区別されなくてはならない。

カントは、国王が政府の全権を掌握して弾圧的、専制的行動をしたとしても、国民には反権力的抵抗は許されないとまで言っている。これは無抵抗主義を国民に求めることであり、確かに、カントは国民に服従を求めた。しかし、それは国民を声なき羊群にしようとしたのではない。その理由をカントは、国家がどのように正しく持続して統治されるべきかの判断は、国民にできないからだとした。しかし、本論はカントが国民に服従を求めたのは、国民の国王への反抗が国家の存立を危うくするからであるとした。国家に至上の価値を置けば、これは当然の帰結である。

(3) 国王の不正に国民による武力の行使は正当か

国家に至上の価値を置くカントの国家理論を理解すれば、カントがどのようにして自らの国家理論に反する議論に反論したかも分かりやすい。カントは、同時代の自然法学者アーヘンヴァールを批判した。アーヘンヴァールは、主権者である国王の耐えがたい不正に国民が武器をもって立ち上がることを擁護した。国民は自己の権利を守るためには、臣従契約⁽⁴⁷⁾を破棄し主権者である国王を専制者として退位させてもよいとした。しかし、カントはアーヘンヴァールに賛同しなかった。この結果が、アーヘンヴァールも認めたように自然状態 (*status naturalis*) への退行だったからである。自然状態とは、無法状態であり無政府状態であり、万人の万人に対する闘争でしかなかった

(47) 臣従契約の篠田訳は、臣従の契約である。原語は、*Unterwerfungsvertrag* (Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 301. 篠田, 2013, 161) である。

からである。これでは、市民状態（status civilis）によって克服された自然状態が再現されるだけである。

近代の歴史を、国王の圧政とこれに反抗した国民による民主主義の過程とすれば、国民に服従を求めたカントの国家理論は歴史の潮流に逆行する。しかし、カントの国家理論は、民主主義に逆行するものでも、復古主義に回帰するものでもない。これは、本源契約によって国家を設立し、国家を持続可能にするための統治の理論に過ぎない。カントが国民に求めたのは、特定の国家でなく理念上の国家への服従である。本源契約を基準にするかぎり、国王は不法を犯さないというのも理念上の国家の国王のことである。したがって、この国家理論が反動という批判は当たらない。

しかし、国家の設立ではおこらない対立は統治の実践でおこりうる。カントはこの理由を、二つの原因に求めた。

一つは、本来それ自身が目的である国家に、さらに国家が求めるべき目的が設けられることによる。例えば、公共の福祉、国民の幸福、国家の利益などがある。カントは国民の幸福をあげるが、功利主義が哲学の主流である今日では国益が一般的である。国家に目的を設けることの問題は、幸福を例にすれば、どうすることが幸福かについて幸福を定義することが困難なことである。この結果、統治者（Souverän）を国王とすれば、国王は国民を自己の判断で幸福にしようとして独裁者（Despot）になり、国民は自らの幸福を奪われまいとして反逆者（Rebell）となる。このようなとき、国王と国民の間に圧制と反抗との対立や抗争や戦闘がおこる。この問題の解決は、支配する国王も服従する国民もともに本源契約である結合契約に帰ることである。

一つは、国家の設立の起源を証明する契約の証書が残されていないことによる。国家の設立を可能にする契約は、本源契約であって一般の社会契約ではない。一般の社会契約では売買契約や貸借契約のように契約に反すると、違反者には失われた利益の賠償が求められる。このとき、契約の証書は責任の所在を明らかにする。しかし、本源契約は結合それ自身が目的である。こ

の契約は、他の目的がないのでそれだけ純粹である。そのため、この結合には利害打算が入らない。本源契約が、仮に、双方のいずれかの背信によって破棄されたとしても、失われるのは結合であり、結合によって設立された国家である。結合や国家は、売買や貸借のように金銭が介在する目に見えるものではない。これらは、理念としてあるので、仮に、失われたとしても損失を評価することも賠償を求めることもない。

しかし、国家が設立から統治へ移るとき、本源契約が一般の社会契約に置き換えられることがある。国王と国民の関係も、本源契約を離れて一般の社会契約へと変えられる。これにともなって、結合そのものを目的にする目的は、利益を目的にする目的に変えられ、結合はそのための手段になる。アーヘンヴァールが国王と国民の関係を、臣従契約としたとき、この契約はもはや両者の結合を目的にするものでなく、両者は利益によって結ばれる。国王と国民が、本源契約でなく一般の社会契約で結ばれると、不信や契約不履行の問題が生じてくる。権力では下位にある国民は、国王が権力を乱用すると、それを権利の侵害ととる。権利の侵害と判断されると、請願や抗議や反抗が生じる。それは、売買契約などでの違反に、損害賠償が求められるのと同じである。

(4) 国民は服従すべきか反抗すべきか — ホッブズの国王無謬説への反論

カントの国家理論は、国民の間で結ばれる本源契約によって開始する。市民の結合契約が国家の中核になると、結合や和合や親和など人間共同生活に欠かせない価値が中心になる。カントの国家理論は、合意さえあれば契約の解除や締結は自由という契約自由の原則による国家契約説とは、似て非なるものである。この国家が、理論から実践に移され国家という主体が、国王という人格的主体に代表、あるいは代理されれば国王が国民の権利を守る。

国家が理論から実践に移され統治されるとき、国家と国民との関係は国家体制が君主制であれば統治の主体は国王に、共和制であれば政府になる。統

治の主体が国王であれ政府であれ、国王または政府と国民の間は水平でなく垂直の関係で支配と服従になる。統治の形式は、ピラミッド型である。カントが国民に国王への服従を求めたのは、国王の権威でなく、国家の価値による。カントは国王の人格が、神聖であり不可侵であるとは見ていない。国王の地位が、神聖で不可侵なのである。国王の地位が、国家の価値を守るからである。したがって、カントは自己の立場が国王擁護と誤解され非難されないようにと述べる⁽⁴⁸⁾。国民は、不可譲渡の諸権利をもつ。国民は、権利が侵害されれば反抗する。この国民の反抗は、不当ではない。権利のための正当な反抗を、カントは認めていた。ただし、これが国民擁護と誤解され非難されないようにとも述べている⁽⁴⁹⁾。

カントの国家理論は、国民に服従を求め同時に反抗をも認めるもので、確かに、矛盾がある。しかし、もし、この国家理論に矛盾を総合する論理があるなら、服従を求め、同時に、反抗を認めることは可能である。この論理を、カントはホッブズ批判によって明らかにした。

カントがホッブズとは意見がまったく正反対であるとしてあげたのは、ホッブズの著書『市民論』(De Cive)の一節である。この個所でホッブズは、国王は契約によって国民からすべての権利を委譲された以上、国民によって拘束されるものはなにもない、したがって、国民に対して不正であることはない⁽⁵⁰⁾。ホッブズの国家理論は、国民にすべての権利を国王に委譲することを求める。国民は他者によって妨げられない排他的権利である主権を、相互の契約によって第三者である国王に委譲する。主権は国民から国王に移り、国王は唯一権利者である主権者となる。これによって国民は、主権

(48) Kant, 1968, Kants Werke VIII, 303. 篠田, 2013, 167。

(49) Kant, 1968, Kants Werke VIII, 303. 篠田, 2013, 167。

(50) 「国家において最高命令権を手に入れた人々は、誰に対してもいかなる約定 (pactum) によっても拘束されないということが示されたので、その帰結として、この人々は市民たちに対していかなる不法も行うことはありえない、ということになる」(本田, 2018, 166)。

を失う。しかし、これによって国民は自然状態から市民状態へ、戦争状態を克服して平和状態へと移行する。国民は権利を代償にして、平和を受領する。国王は、国民から権利を委譲されると、どのような法律を制定しようとするような政策を実行しようと、国民から不平や不満や不服を受けるいわれはない。当然、不法や不正の非難も受けない。

しかし、この国家理論にカントはまったく意見が正反対であると反論した。カントが反論したのは、両者の似ているはずの二つの点において、実は、二人が異なっていたからである。

一つは、人間が自然状態を克服して市民状態に到達できる原理が契約にある点は、両者に相異はなかった。ホッブズの契約は、権利を第三者に委譲する移譲契約であった。カントの契約は、ホッブズとは異なる。それは、結合を自己目的にする本源契約であった。ホッブズでは権利は移譲されるが、カントでは権利は保留される。このため、ホッブズではおこりえない権利の侵害への反抗が、カントにおいてはおこりうる。

一つは、国王が国民に服従を求める点でも、両者に相異はなかった。ただし、その理由には相異がある。ホッブズが服従を求めたのは、合意によって国民が国王に権利を委譲したからである。権利を委譲するということは、国民が国王を信頼したということになる。もし、信頼があれば服従することに矛盾はない。

しかし、カントが服従を求めたのはホッブズとは異なり国家の至上の価値による。カントにとっての国王は、知性界でなく感性界で国家を代表する地位に立つ人格である。ホッブズのように、不法を行わない国王ではない。国王も人間であって、過誤や過信や過失をまぬがれない。国王無謬説は、カントにはない。国王が天的存在でない以上、本源契約の基準から逸脱して、法律の制定や政策の実行で国民の権利を侵害することはまぬがれない。カントが服従と反抗の矛盾を問われるのは、この点においてである。国王が国民の権利を侵害することは、たとえ故意でなくとも過失によってもおこりうる。

それでも、国民は国王に反抗せず服従すべきなのだろうか。服従は、最高権力をもつ国王に権力行使をさせない単なる知恵なのだろうか。カントはこの問いに、服従と反抗の矛盾を綜合する論理によって答えた。それが、自由の論理であった。

(5) 服従と反抗と自由の論理 — 言論の自由と民主政治

カントの自由の論理は服従と反抗を綜合するが、この自由を言論の自由としたことにカントに固有な洞察があった。言論の自由は、他の思想や信条や学問の自由と同じく自由権の一つである。したがって、自由主義と民主主義を思想基盤にする政治体制にとって、言論の自由はいわば常識であって目新しいものではない。しかし、常識となったが故にかえって、言論の自由は、その根拠や由来や真意が見落とされている。カントの自由の理念は、言論の自由の本来の意味を想起させてくれる。

言論の自由は、国王がその知識や認識や判断で誤れば、これに気づかせる。国王は権利の侵害を、未然に防ぐ機会をえる。国民も、権利の侵害を国王に告知する機会をえる。国王は国民の反抗に弾圧のみによってこたえることなく、国民も国王の権利の侵害に暴動のみによってこたえることもない。言論の自由がなければ、国王は国民の反抗を国民の憎悪と受けとり、国民も国王の権利の侵害を虐待と受けとる。言論の自由は、服従と反抗を矛盾なく両立させる。国民は、国王に服従しつつ反抗することが可能となる。

しかし、言論の自由が服従と反抗の矛盾を抑止する必要条件であっても十分条件ではないと言う反論はありうる。なぜなら、言論の自由は、これが一旦蹂躪されると矛盾の抑止にならないからである。法も、無視されれば自由の保障にならない。

カントの国家理論に基づき国家を統治の形式によって、法による法治国家と力による権力国家とに分けるなら、法治国家では法が目的で権力は手段に、権力国家では権力が目的で法は手段になる。法治国家では、自由や権利

や法が蹂躪され弾圧され圧殺されると反感を招く。これに対して、権力国家では権力に服さない自由や権利や法が、国家の安全や安定や安寧を口実にして処罰される。法治国家と権力国家とでは、国家の統治の原理が法治国家では契約であり、権力国家では権力と異なっている。カントは、法治国家を前提に国民の国王への服従と反抗の矛盾を解決しようとした。権力国家では、権力が統治の原理であるので言論の自由は権力行使にとって障害以外のなものでもない。このため、言論の自由は無視され敵視され排除される。

ホップズにせよカントにせよ、人類を支配してきた武力や富力のもつ威力を十分知っていた。ただし、二人は経験によらず理性によって新しい時代を開こうとした。人は経験に慣れ親しむと、理性に賭けて未知の領分へと歩を進めることをしない。しかし、自然状態を克服して市民状態に達するには、経験から理性への跳躍が必要である。

理念としての国家は単なる空想でなく、実在性をもつ。なぜなら、カントによる国家は経験においてではなく、先験的a prioriに理性のうちに実現する。カントのように、理念は実在するという立場に立てば、知性界での現実が先で感性界での現実になる。理論と実践との関係でも、実践が現実となるためには実践（Praxis）は理論（Theorie）の後になる。

カントの国家理論は、現実主義を信奉し理想主義を排斥する立場からは、単なる理想に過ぎず現実ではないと批判される。理想は観念や形式としてあるのであって、現実にあるのは物質であり実質であるとされるからである。現実主義の立場に立てば、法は観念的で形式的で感覚ではとらえられない。このため、信頼に値しない。これに比べ、力は物質的で実質的で感覚でとらえやすい。したがって、信頼に値する。この結果、現実主義は権力国家を理想主義は法治国家を信奉することになる。

カントの理性は、理念の源泉では純粹理性である。理性と経験とは、通常、互いに結ばれて存在する。カントは、両者を敢えて分離して経験を交えない純粹理性になにが可能かを追求した。したがって、カントの言う国家は純粹

理性によって把握した理念としての国家である。この国家は、理性によって明示され、法によって規律され、意志によって決断され実践に移される。この国家が実践に移されるとき、実践の源泉が力によらず法によるなら、実践理性は力でなく法に依拠する。法治国家は、権力ではなく権利によって実現される。カントは、このことが可能であることを疑わなかった。なぜなら、法によって権利を守ろうとする理性の実直な声には、これに耳を傾ける者がいると信じたからである。この確信を、カントは古代ローマの詩人ウェルギリウスの言葉を借りて次のように述べた。

「ところで、たまたま真面目で、善意と献身を備えた人に接するとき、人は黙って、そばに立ち、その人の言葉に耳をそばだてるものである」⁽⁵¹⁾。

おわりに

本論は、以下の三点を明らかにすることに留意した。

一つは、カントの法哲学を理解するにはカントの視点に立つことが不可欠であること。カントの視点とは、一旦、感性界を離れて知性界に立つということである。本論は、この視点からカントの政治理論を説明した。

二つは、本源契約による共同体の設立が、カントの社会理論と国家理論のいずれでも共通の前提になっていること。この前提にしたがって、カントの理念としての社会と国家は、市民の結合契約を契機にすることを説明した。

三つは、国民の国家への服従を求めた理由を明らかにしたこと。この理由をカントは、国法への国民の順法義務に求めた。これは、無法の自然状態から法的状態への移行過程に国家の設立を置いた当然の帰結であった。しか

(51) 「そのとき彼等が、もし敬虔なる心情と国家に対する功績とによって名誉に値する人を見れば、彼等は忽ち沈黙し、耳をそばだてて傍らに立つ」(Kant, 1968, *Kants Werke* VIII, 306. 篠田, 2013, 173)。この文章の英訳文は、以下のようである。Then, if by chance they catch sight of a certain man who is serious by reason of goodness and merit, they fall silent, they stand by and cock their ears.

し、本論はその理由が、本源契約から当然演繹される、国家の至上価値によると説明した。

【参考文献】

- Kant, Immanuel, 1781, 1968, Kants Werke VIII, Akademie Textausgabe, Walter de Gruyter · Berlin · New York, カント著, 篠田英雄訳1950, 2013『啓蒙とは何か 他四編』(岩波文庫) 岩波書店。
- Kant, Immanuel, 1781, 1968, Kants Werke IV, Akademie Textausgabe, Walter de Gruyter · Berlin · New York, カント著, 篠田英雄訳1960, 1976, 2014『道徳形而上学原理』(岩波文庫) 岩波書店。カント著, 中山元2012『道徳形而上学の基礎づけ』(光文社古典新訳文庫) 株式会社光文社。
- Kant, Immanuel, 1781, 1968, Kants Werke VI, Akademie Textausgabe, Walter de Gruyter · Berlin · New York, カント著, 加藤新平・三島淑臣・森口美都男・佐藤全弘訳1979『人倫の形而上学』(野田又夫 責任編集『カント』) 中央公論社。
- Kersting, Wolfgang, 1984, 2007, Wohlgeordnete Freiheit, Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, mentis Verlag Gmbl-I, W.ケアステイニング著, 舟場保之/寺田俊郎監訳 御子柴善之/小野原雅夫/石田京子/桐原隆弘訳 2013『自由の秩序』 ミネルヴァ書房。
- 石田京子 2019『カント 自律と法 — 理性批判から法哲学へ —』 晃洋書房。
- トマス・ホップズ著, 本田祐志訳 2008, 2011『市民論 (De Cive)』 京都大学学術出版会。